

## グラウンド・体育館等料金

区分	施設名	使用区分	使用料（円/時間）		備考	
			木曾町に住所を有する者	左記以外の者		
グラウンド	県民運動広場		500	750		
	開田高原総合運動場		500	750		
相撲場	町民相撲場		500	750		
	町民屋内相撲場		500	750		
野球場	木曾福島野球場		500	1,500		
	日義野球場		500	1,500		
	三岳野球場(A面)		500	1,500		
	三岳野球場(B面)		300	750		
	全施設夜間照明料	使用料に上乗せ	1,000	1,000		
テニスコート	木曾福島テニスコート		500	750		
	日義テニスコート		500	750		
	開田高原末川テニスコート		500	750		
	開田高原総合運動場テニスコート		500	750		
	全施設夜間照明料	使用料に上乗せ	500	500		
武道場	開田高原柔剣道場	午後5時まで	300	450		
		午後10時まで	500	750		
弓道場	日義弓道場		1,300	1,950		
ゲートボール場	日義		600	600		
ゴルフ練習場	日義	1回	1,000	1,500		
体育館	木曾福島体育館 日義体育館 開田体育館	全館	終日	3,000	4,500	
		全面	午前12時まで	500	750	
			12時～22時	1,000	2,000	
		半面	12時まで	250	400	
			12時～22時	500	1,000	
		会議室	1回	500	750	
	トレーニング室	1回	100	150		
木曾福島小体育館	1回		300	450		

- ・木曾町に住所を有する高校生以下の生徒、児童、幼児の使用料は、無料とする。
- ・暖房使用料は、暖房器具1台につき1時間当たり200円を別に徴収する。
- ・興行等営利を目的とする場合は、1回につき町内に住所を有する者は5万円、上記以外の者は10万円とする。
- ・球技場をその用途以外に使用することを目的とする集会を行うときは、2倍の料金を徴収する。
- ・年間使用料

木曾町に住所を有する者又は就業する者及び町長が特に必要と認める者は、基本料金の規定にかかわらず、1人当たり年額として2,000円とする。

### 開田高原夕山マレットゴルフ場

施設名	使用区分	使用料(円)	備考
開田高原 夕山マ レットゴ ルフ場	一般(大学生を含む。)	600	1人1日につき。 ただし、20人以上の団 体で使用するとき は、使用料の10パー セントを減額する。
	老人(65歳以上)	400	
	身体障害者(1級~6級)	300	
	高校生	300	
	小・中学生	100	
	一般(大学生を含む。)	3,000	年間登録使用料
	老人(65歳以上)	2,000	
	身体障害者(1級~6級)	1,500	
	高校生	1,000	
	小・中学生	500	
	用具使用料(スティック・ボール)	300	1回につき

### 温水プール使用料

区分	1回券	回数券5枚
一般(高校生以上)	400円	1,600円
子供(中学生以下)	200円	800円

その他の使用料 町長が別に定める。

### パターゴルフ・マレットゴルフ使用料

	区分	単位	使用料	備考
開田高原保健休養 地管理センター	パターゴルフ	1人18ホール	1,000円	貸しパター1本・ ボール1個付き
	マレットゴルフ	1人18ホール	600円	貸しスティック1 本・ボール1個付き